

立正大学社会福祉学部子育て支援センター要領

(目的)

第1条 本要領は、立正大学社会福祉学部（以下に社会福祉学部という）が運営する立正大学社会福祉学部子育て支援センター（以下に子育て支援センターという）に関する事項を定めることを目的とする。

(子育て支援センター)

第2条 子育て支援センターは、「埼玉県地域子育て支援拠点事業実施要綱」・「熊谷市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」・その他の関係法令に則り、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とし、第3条に定める事業を行う。

(事業)

第3条 子育て支援センターは、社会福祉学部および関係機関との連携の下で、次の業務を行う。

- (1) 子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施
- (5) 公共施設等における子育て家庭の交流および子育てサークルの援助等の実施
- (6) 重点的支援を必要とする子育て家庭に対する支援等の実施
- (7) 社会福祉学部・社会福祉学研究科の正課ならびにボランティアを受け入れ、それらとの連携を促進する。
- (8) 就学前の乳幼児の一時預かり支援の実施
- (9) その他、第3条に規定する目的を達成するための事業の実施

(開設場所・日時)

第4条 子育て支援センターは立正大学熊谷キャンパス内に設置する。

2 子育て支援センターは週5日開設することとし、開設時間は9時0分から14時0分までの5時間とする。なお、開設曜日は利用者の状況等を考慮して設定することとする。

(職員)

第5条 子育て支援センターに次の職員を置く。

- (1) 子育て支援センター長 1名
- (2) 子育て支援センター運営委員 1名以上
- (3) 子育て支援センター専任職員 1名以上（保育士資格等保有者とする）

(4) その他、必要に応じた臨時職員 若干名

2 子育て支援センター職員は利用者の安全確保に留意し、センター事業の目的達成に精励する。

3 子育て支援センター職員ならびに子育て支援センターに関わる者は、職務上知り得た利用者に関わる情報を他に漏らしてはならない。

4 子育て支援センター職員に関わる事項は、運営会議において定める。

(運営会議)

第6条 子育て支援センターに運営会議を置く。

2 運営会議は次の者をもって構成する。

子ども教育福祉学科主任、子育て支援センター長、子育て支援センター運営委員、子育て支援センター専任職員（保育士資格等保有者）

3 運営会議は適時開催し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画・予算に関わる事項

(2) 事業報告・決算に関わる事項

(3) 月例業務に関わる事項

(4) その他、センターの運営に関する事項

(費用)

第7条 子育て支援センターの運営に関わる経費は、社会福祉学部予算・補助金・寄付金をもって充当する。ただし、子育て支援センターの予算・決算については社会福祉学部教授会の議を経ることとする。

(報告)

第8条 子育て支援センター長は、法律・その他の定めるところに従って、定期的に埼玉県・熊谷市ならびに社会福祉学部に対して必要な報告を行う。

(守秘義務)

第9条 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む）は、子育て家庭への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 本要領において定めのない事項については、子育て支援センター運営会議において決定する。

(改廃)

第 11 条 本要領の改廃は子育て支援センター運営会議において行い、社会福祉学部運営会議に報告すること。

附則

本要領は 平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本要領は 令和 5 年 4 月 1 日より施行する。